

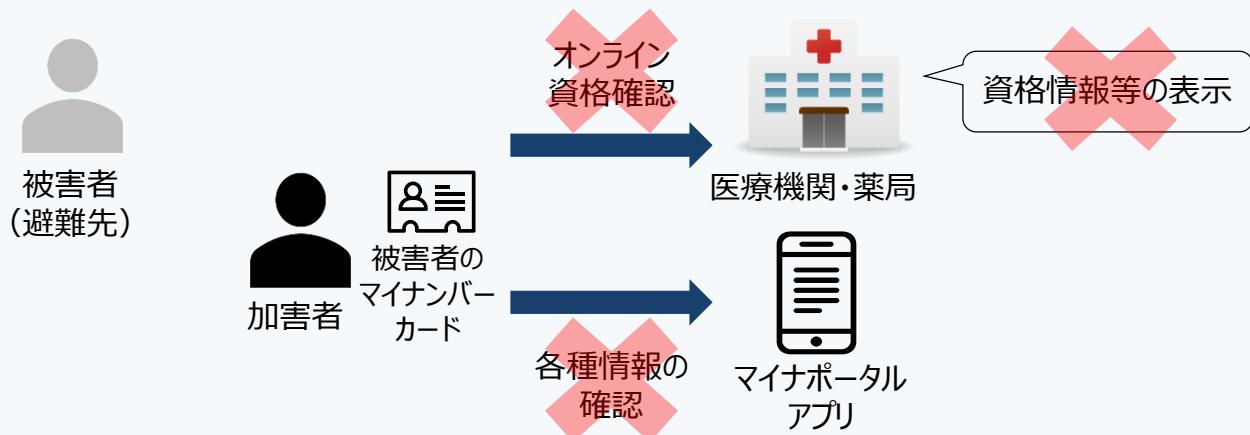
オンライン資格確認におけるDVや虐待等を受けた方の保護に関するお知らせ

「医療扶助のオンライン資格確認」では…

- 医療機関・薬局の窓口において、マイナンバーカードで資格情報の確認を行うことで、医療券/調剤券として利用できるようになります。また、本人の同意があった場合には、医療従事者が健診情報や薬剤情報等の閲覧が可能になります。
- ご自宅等のパソコンやスマートフォンから、マイナポータルを通じて、ご自身の資格情報や健診情報、薬剤情報等を閲覧できるようになります。

DVや虐待等を受けた方は福祉事務所へご相談ください

「マイナンバーカードを、DVや虐待の加害者、その関係者等が所持している」、「医療機関・薬局に勤務する医療従事者等が加害者等である」などの場合、加害者等にご自身の情報が閲覧されないように不開示とすることができます。



ご自身の情報を不開示にする場合、以下の機能を制限することでご自身の情報が加害者等に閲覧されないようにします。

- マイナンバーカードの医療券/調剤券としての利用
- ご自身の資格情報、健診情報、薬剤情報等、医療費通知情報のマイナポータルでの閲覧

ご自身の情報の不開示を希望される場合は、お住まいの地域の福祉事務所へご相談ください。

次面もあります

マイナンバーカードを発行されている方のご対応

● マイナンバーカードの停止・再発行

マイナンバーカードを取得し、避難元へ置いてきてしまった場合は、ご自身でマイナンバーカードの利用停止を行う必要がありますので、下記までご相談ください。

※マイナンバー総合フリーダイヤル電話（0120-95-0178）

● マイナポータルの代理人設定解除（加害者を代理人設定している場合）

ご自身のマイナンバーカードの代理人を加害者に設定している場合、加害者にご自身の情報を閲覧される可能性があります。マイナンバーカードの所有者に関わらず、マイナポータルから代理人の解除を行う必要があります。解除方法の詳細はマイナポータル内の「代理人を解除する」をご確認ください。

DVや虐待等の被害がなくなり閲覧制限が不要になったら

お手続きを実施した福祉事務所へ、閲覧制限が不要となったことをご連絡ください。